

令和3年第15回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年8月3日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 高 柳 誠
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第65号 保育利用保留処分に係る審査請求について
- (2) 議案第66号 練馬区立中学校教科用図書(社会歴史的分野)採択の扱いについて

2 陳情

- (1) 令和3年陳情第3号 区立中学校の社会科(歴史的分野)教科書採択に関する陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和3年陳情第4号 中学校歴史教科書の「採択替え」をしないことを求める陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時12分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司

同 学校教育支援センター所長
こども家庭部長
こども家庭部子育て支援課長
同 保育課長

小 野 弥 生
小 暮 文 夫
山 根 由美子
清 水 輝 一

教育長

ただいまから、令和3年第15回教育委員会定例会を開会する。

本日の定例会は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者並びに傍聴者を絞って行う。

本日は傍聴の方が9名いらっしゃっている。なお、会議の途中に傍聴者が見えられた場合には、別に用意した控室にも、この会議の審議を音声放送する。新型コロナウイルス感染症対策を行うため、会場を広くすることはできないが、より多くの方に教科書採択の様子をお伝えするため、控室での音声放送という形で設定をさせていただいている。各委員の皆様にご異存がなければ、この方向で進めさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、このまま審議を進めてまいりたいと思う。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案2件、陳情2件、協議2件である。

まず、本日の会議の進め方についてお諮りをする。

本日の案件のうち議案第65号については、個人に関する情報が審議内容に含まれているので、個人情報保護のため、非公開として報告案件の後に審議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(2) 議案第66号 練馬区立中学校教科用図書(社会歴史的分野)採択の扱いについて

教育長

それでは、議案第66号の審議を行う。

議案第66号、練馬区立中学校教科用図書(社会歴史的分野)採択の扱いについてである。

この教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、教育委員会の職務権限となっている。採択に当たって、教育委員会では5月に中学校教科書協議会への諮問を行い、前回7月21日開催の第14回定例会において、同協議会から答申を受けた。

それでは、この議案について、説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明のとおりである。

本日は、中学校社会歴史的分野について、まず採択替えを行うか否かの判断を行いたいと思う。採択替えを行うとなった場合、令和3年度に使用している教育出版社をはじめ、昨年度の調査研究も参考にしながら、全ての社会歴史的分野の発行者からどの教科書を採択するかの検討を行いたいと思うが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

それでは、まず採択替えを行うか否かの判断について、中田委員、坂口委員、高柳委員、仲山委員の順に発言を行っていただき、全員のご意見を確認したいと思う。なお、教育長である私も最後に意見を述べさせていただきたいと考えているが、その進め方でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

それでは、中田委員から発言をお願いします。

中田委員

令和3年度から、新しい教科書として、半年間、先生方が教科書を読み解き、教員同士で相談し、また指導方法を試行錯誤しながら取り組んでいる中で、また新たに新しい出版社に変更するということは、時間の無駄という言い方をしてはいけないのかもしれないが、本来、先生方には、生徒と向き合う時間を大切にに使っていただきたいと思っている。そのため、採択替えを行わない方がよいと私は考えている。

以上である。

教育長

それでは、坂口委員、お願いします。

坂口委員

私も採択替えは行なわないほうがよいと思う。昨年のちょうど8月頃に、私たちは多くの教科書から教育出版を選んだ。それは大変多くの理由があった。ここで1つずつ挙げられないが、例えば学びリンクなどにあるQRコードは、これから子供たちにたくさん情報を与えて、自分で判断し、自分で生きていく手段にしてほしいという願いを込めて作られた、非常に豊かな情報を記載した教科書だと自信を持って選んだ。

そのため、やはり途中の学期、年度で替えるということの大変さを思えば、このまま今使用している教科書を、ぜひ練馬区の子供たちには使っていただきたいと思う。

教育長

それでは、高柳委員、願います。

高柳委員

中学校教科用図書（社会歴史的分野）の採択の扱いについて、先日教育出版の教科用図書や自由社の見本本を参考にしながら、中学校の教科書協議会の調査研究等の内容をお聞きしたり、教科書展示会に寄せられたご意見などを参考にして、調査研究を進めてきた。その結果、教育出版社の教科書を継続して使用したほうがよいと私は考えるので、採択替えは必要ないと思う。

理由として、大きく3つある。教育出版社の教科書は、中学校学習指導要領（歴史分野）の目標や内容を達成するために、よりよい内容、それから構成、表記になるように、多く工夫されていると考える。歴史分野の目標の要点というのは、我が国の歴史を、各時代の特色を理解し、情報を調べてまとめる技能を身につけること、それから歴史の事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを多面的に考察する、公正に選択・判断する、思考したことを説明・議論する力を養うこと、また、歴史の事象について、よりよい社会の実現を視野に、課題を主体的に追求・解決しようとする態度を養うことなどとなっている。

その目標を達成するために、教育出版の教科書は、毎時間の学習の適切なタイトルおよび学習課題が明示されていて、生徒が課題意識を持って学習に取り組める。課題追求学習がしやすくなっている。これが1つ目の理由である。

それから、まとめの活動として確認と表現が提示されており、知識のまとめや、身についたことを活用する表現の学習がしやすい構成になっており、知識や技能の習得を確実に図ることができる、これが2点目の理由である。

3点目の理由として、QRコード、学びリンクが設定されており、タブレットなどを活用して学習に役立つ情報を効果的に得ることや、授業中および家庭での調べ学習、また発展学習が主体的にでき、生徒の学習意欲を高めることができるような工夫が多くされている。

そのため、歴史的分野の教科用図書は教育出版の教科書を使用するということで、採択替えは必要ないと思う。

もう一点、先ほど中田委員の話もあったが、先日、教科書協議会のご意見の中で、3学年にわたって使用されていると聞いた。生徒や教師は、年間指導計画に基づいて教科書を使用していると思うので、途中で教科書が替わると混乱や、大きな負担がかかるとい

う理由もある。
以上である。

教育長

それでは、仲山委員、願います。

仲山委員

私も採択替えを行わない方がよいと考えている。既に様々なご意見が出ており、それぞれに私自身も同意する。特に、まだ使い始めたばかりのため、途中で替わるというのは、やはり生徒に混乱を来たすので、採択替えはしないほうが良いと思う。

それから、少なくとも教育出版と、今回新たに出てきた自由社の教科書を比べると、生徒の興味に応じて、その内容を深められる工夫が教育出版の方がされているし、それ以外のところでも様々な工夫がされていると思う。既にほかの委員の方が言われているため、この辺りのことは省略するが、そういった点からも、採択替えは行わないほうが良いと考えている。

以上である。

教育長

それでは、私からも意見を述べさせていただきます。

特別区の教育委員会に教科書の採択の権限が与えられたのは平成12年からだと記憶している。それ以降、私自身も教育委員会事務局の課長として、また、8年前から2年前まで6年間にわたって教育委員会事務局の部長として、教科書採択する教育委員および教育長の傍らで、様々な研究・検討をされているところを見てきた人間である。そういった意味では、1つの教科書を採択するに当たって、極めて厳格かつ慎重に議論がされてきたという経緯を私自身も承知をしている。

私は先月の1日に就任したので本件の採択には関与はしていないが、ただいま昨年の教科書採択に関わった3名の委員の方々から、やはり一度した採択を替えてまでやるといふようなことまでは考えていないというご意見が出てきたところである。私としても、前回の教育委員会における教科書協議会の報告においてお話があった、中学校在学中3年間続けて同じ教科書を使うという教育の内容であるということや、また子供たちにとって、今年と来年が違うということの支障を踏まえてまで替えていくようなものはないのではなからうかと考えているところである。

したがって、私としても、現行の教育出版による教科書を継続的に使用するのが妥当ではないかと考えたところである。

私の見解としては以上である。

教育委員の皆様方からも採択替えは不要であるというご意見があったため、それを今回の判断とさせていただきますようお願いいたします。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただき、議案第66号については、採択替えを行わないこととして、令和3年度と同一の教科書を使用することとする。

- (1) 令和3年陳情第3号 区立中学校の社会科(歴史的分野)教科書採択に関する陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和3年陳情第4号 中学校歴史教科書の「採択替え」をしないことを求める陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

本日は、教科書採択に関する陳情である、令和3年陳情第3号及び第4号の2件については、審査を行い結論を出したいと考えている。

それでは、陳情の審査を行う。

まず、陳情第3号、区立中学校の社会科(歴史的分野)教科書採択に関する陳情書について、委員の皆様のご意見を伺う。

何かあればお願いする。

高柳委員

先程の案件で、採択替えをしないということが決定した。そして、今回の陳情ということであるが、先ほど教育長が話された内容にも触れるが、練馬区ではこれまで、教科書採択については丁寧に、かつ適切に行ってきた。私も、その一部に携わらせていただいた。特に練馬区の子供にとって最適な教科書は何かということを一に考えて、教科書協議会の資料、またいろいろなお意見など、資料を参考にして、実態に合った教科書を選んできたと思う。

こういうことから、都に任せられた調査で終わるということではなく、令和2年度における採択理由や検討の経緯、それから内容、このほか、これまでどおり区が自ら主体的に調査を行なって、その結果を踏まえた上で、採択替えを行うかどうかの判断をするという考えが私にはある。

以上のことから、本陳情は不採択と考える。

以上である。

教育長

ほかにないか。

仲山委員

同じ意見である。

教育長

ほかにあるか。

ただいまの高柳委員と一緒にご意見でも構わないが、何かあればお願いします。

坂口委員

この陳情の文章をよく読むと、自由社の教科書1点のみしか展示していないといった記載があるけれども、それについては、私も図書館で区民のために展示されていたのを見たとし、規定どおり、きちんと区民に示し、ご意見も伺っていたということをはっきり実体験している。教育委員会は採択替えを行う場合には、二者択一ということではなくて、他の出版社も対象として決めるため、その点についてもこの文章の中では表現し切れていないと思う。そういうことも不採択の理由である。

教育長

ほかにないか。

それでは、私からも述べさせていただきたいと思う。

私どもは、先程の議案の件で申し上げたとおり、区が自ら主体的に調査を行なって、その結果も踏まえた上で採択替えをどうするかという判断をさせていただき、結果的に採択をしないという判断をしたところであるが、この陳情第3号の理由については、私どもと見解が一緒ではないという思いがある。

そういった意味では、陳情の趣旨はさりとて、この陳情の理由について、私どもの教育委員会と少し見解が違うように思われる。そういった意味では、この件については不採択とするべきものではないかと考えている。

ほかに何かあるか。

中田委員

陳情の理由のところ、採択替えを行うとしたら、この自由社の教科書か、今の教育出版の教科書か、どちらかと考えられるというふうに記載されている。今回展示されているのはそれだけかもしれないが、自由社の教科書以外のほかの本もしっかり展示されている。保存期間が1年間であるということで、採択替えを行う場合は、その2つで二者択一ではなく、ほかの教科書とも一緒に検討するというになっているので、この理由としては当てはまらないと思う。私としては不採択と思う。

以上である。

教育長

ほかにないか。

それでは、ここでまとめさせていただきたいと思う。

この陳情については、理由の記載内容が、教育委員会の今回の取扱いについての認識と異なっているのではないかと考えられる。そのため、この陳情第3号については不採択としたいと思うが、いかがか。

委員一同

はい。

教育長

よろしいか。それでは、陳情第3号については不採択とする。

次は、陳情第4号である。中学校歴史教科書の採択替えをしないことを求める陳情について、各委員のご意見を伺いたいと思う。

坂口委員

この文章をよく読むと、全てが教員の立場から記載されており、教員と区民が時間をかけて教科書見本を研究し、現場の教員が多くの時間を費やして今までやってきた教科書の採択に対するその努力を無駄にすることになると、全て、その「教員が」という形になっている。しかし、私たちは教員のために選んだわけではなく、練馬の子供たちがどの教科書に向き合えば、立派な大人として、成人になっていくかというこの観点を決して忘れないで選んだつもりである。

教員の努力を無駄にするとか、そういうことではなく、主体的に、一番大事ことは子供たちのための調査研究である。そのためこの陳情を採択とすることはできないと思う。

仲山委員

私も同じ理由である。もちろん陳情内容にある先生方の努力には敬意を表するが、教員の方の努力が無駄になってしまうという、教員に関する理由が陳情内容に述べられている一方で、生徒の方に関する理由がないという点で、十分ではないというふうに私は判断した。先程、坂口委員が言われたとおりである。そういう意味で、この陳情は採択すべきではないと思う。何回も言うが、教員の努力を否定しているわけでは全くない。

中田委員

私は先程、議案の審議の中で、今まで先生方が培ってきたものを無駄にするという発言をしてしまったが、陳情書の理由にある現場の教員の努力を無駄にするということと、私が思っていることは少し違うということをお伝えしたい。今までの努力が無駄になるというわけではなくて、先生方がこれから使うであろう時間を子供たちに使ってもらいたいという意味合いで私は使った。そのため、その「無駄」の使い方を私は間違えて伝えてしまったけれども、先生方の、今後、今までの努力が無駄という意味ではなくて、今後の時間の使い方を別の時間に使っていただきたいという意味合いである。

そのため、やはり先生方の時間のためではなく、先生方は子供に向き合ってその時間を使っていただきたいという意味で、私はこの陳情については不採択と思う。

以上である。

高柳委員

私も、ここに書いてある内容は、ある部分は理解できるが、先程、採択替えをしないと決定するときに述べさせていただいたとおり、私や、おそらく他の委員の教科書を採択するときの主な主眼は、やはり中学校学習指導要領の目標や内容を達成するために、そ

それぞれの教科書はどんな工夫をしているのだろう、それから、子供たちにどのように分かりやすく、また意欲を持ったり、また課題意識を持ったりして使ったほうがいいのか、採択したほうがいいのかということを中心に検討してきた。

そのようなことで、ここに書いてある内容だけでは、私が考える教科用図書の採択の理由とは異なるので、この陳情は不採択とするべきだと私は考える。

以上である。

教育長

皆さんの意見が出たため、私からも申し上げます。

私も委員の皆さんと重複するところがあるけれども、本件について、2つ申し上げたいと思う。

まず、この陳情の理由が先生主体で構成されているということである。ただいま高柳委員からもあったが、子供たちにとって、この教科書は有意なものなのか、ためになるものなのかという視点の記載がない。

それからもう一つ、陳情の末尾に、文部科学省が採択替えをすることができるというだけであるという表現がある。確かに文科省の通知の中には「できる」という末尾で締めくくられている。しかし、先程の議案もあったが、教育委員会としては、採択替えをするか否かを慎重かつ丁寧に吟味して、判断すべきものと考えており、「できるだけ」と表現するほど、私どものやり方というのは軽いものではないというふうに思う。

そういった意味で、先生方の日頃のご苦勞については、教育委員会としては十分承知はしているが、この陳情の理由について、やはり我々の考え方と内容が異なっていると思われる。したがって、私も、この陳情第4号については不採択とするべきものだと考える。

4人の教育委員と私の意見を、ここでまとめたいと思う。

この陳情については、我々教育委員会がこれまで行ってきたことと陳情に記載されている内容が異なっていると考えるため、この案件については不採択としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、令和3年陳情第4号については不採択とする。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件2件については、現在のところ継続とし、次回以降に協議を行

いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

その他

教育長

次に、教育長報告である。
本日は、予定している報告案件はない。
その他報告等はないか。

事務局

現在のところ、特になし。

教育長

教育委員の皆様からは何かないか。

委員一同

ない。

(1) 議案第65号 保育利用保留処分に係る審査請求について

教育長

それでは、以上で報告は終了となるので、初めにお諮りをした議案第65号の審議を行いたいと思う。

議案第65号、保育利用保留処分に係る審査請求についてである。

この議案第65号については、初めにお諮りしたとおり、非公開で行う。したがって、本日の定例会の傍聴はこれまでとさせていただきます。

それでは、傍聴の皆様と議案関係者以外の事務局職員の退席をお願いする。

非公開による審議（秘密会）

教育長

それでは、以上で第15回教育委員会定例会を終了する。